

参加希望者 殿

独立行政法人水資源機構分任契約職  
筑後川下流総合管理所長 北村 達也  
(公 印 省 略)

## 見 積 依 頼 書

- 1 件 名 下流用水管理所畳取替業務 (オープンカウンター方式)  
2 業 務 場 所 筑後川下流用水管理所 (2階管理人室)  
所在地：福岡県久留米市安武町武島23-1  
3 業 務 期 間 契約締結の翌日から30日間  
4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

### 記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見積参加要件 特になし。
- 3 見 積 書 等
- 1) 様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略できます。また、余白にくじ番号を記載して下さい。
- 2) 提出方法 FAX(又は電子メール)による。(※FAX番号等は、4)に記載された番号)  
なお、FAX(又は電子メール)に抛りがたい場合は、持参又は郵送(簡易書留等配達記録が残る方法に限る。)
- 3) 見 積 書 提出期限 令和8年8月12日 11時 まで
- 4) 提 出 先 独立行政法人水資源機構 筑後川下流総合管理所 経理課 中尾  
FAX 0942-26-1525  
経理課 電子メール nyukei\_chikugokaryu@water.go.jp
- 5) 質 問 書 提出期限 令和8年7月31日 11時 まで  
※質問の回答については、翌平日の12:00までにHPに掲載します。
- 6) 見積回数 2回を限度とする。  
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出期限は、令和8年8月17日 11時 までとします。
- 7) そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。  
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。
- 5 そ の 他
- 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
- 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
- 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。

# 下流用水管理所置取替業務

## 仕 様 書

令和8年7月

独立行政法人水資源機構

筑後川下流総合管理所

## 1. 適用

本仕様書は、「下流用水管理所畳取替業務」に適用する。

## 2. 業務概要

本業務は、筑後川下流用水管理所（2 階管理人室）にある畳が経年劣化に伴う損傷や腐りが認められることから、畳の新調及び表替えを行う業務である。

## 3. 業務場所

筑後川下流用水管理所（2 階管理人室） 所在地：福岡県久留米市安武町武島 23-1

## 4. 業務期間

契約締結日の翌日から 30 日間とする。

## 5. 業務内容

### (1) 畳新調

畳床を含めて畳を新調すること。（現地写真については別紙のとおり）

- ・数量：2 畳
- ・畳表：新品であること
- ・畳床：新品であること
- ・畳縁：新品であること

### (2) 畳表替え

畳の表替え（貼り替え）を行うこと。

- ・数量：4 畳
- ・畳表：新品であること
- ・畳縁：新品であること ※畳縁については、(1)の畳縁と色合いは合わせることを。

### (3) 搬出入作業

受注者は、業務場所まで畳一式の搬入及び既設の畳（新調分）の撤去・搬出を行うこと。

## 6. 作業上の留意事項

- (1) 畳新調及び畳表替えにあたり、畳の色合いは揃えること。なお、素材の原産地は問わないものとするが、色合いや素材については業務実施前に担当職員の承諾を得ること。
- (2) 撤去した既設の畳表及び畳床については、受注者の責任において適正に処理又は処分するものとし、費用は本業務に含むものとする。
- (3) 業務実施日については、担当職員と協議のうえ決定すること。
- (4) 施設に支障を生じないよう十分配慮して業務を実施すること。
- (5) 作業中に建物等に損傷を与えた場合は、受注者の負担により速やかに原状回復を行うこと。

## 7. 成果品の提出

受注者は、業務完了後、次の書類を提出すること。

- (1) 完了報告書 1 部（様式は受注者指定のものでも可とする。）
- (2) 写真台帳 1 部  
作業前及び作業後の状況が確認できる写真を記録し、整理すること。

(3) その他機構が指示する資料 1 式

## 8. その他

本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議のうえ決定するものとする。

別紙

・畳新調場所の現況①



・畳新調場所の現況②



## く じ の 方 法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者（以下「同価格者」という。）が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

## 1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

## 2. くじ用数値について

1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0：ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0：ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

|   |   |   |
|---|---|---|
| 1 | 2 | 3 |
|---|---|---|

※数字は、明確に記載してください。

## 3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信していただいた順に、「0：ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例)
- ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0：ゼロ」、「1」
  - ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0：ゼロ」、「1」、「2」

## 4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

| 見積業者  | 見積額       | くじ用順位 | くじ用数値 |
|-------|-----------|-------|-------|
| 〇〇工務店 | ¥500,000- | 0     | 123   |
| □□工業  | ¥600,000- |       | 999   |
| △△組   | ¥500,000- | 1     | 4     |

$123+4=127$   
 $127 \div 2 \text{ 者} = 63 \text{ 余り } 1$   
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、  
 △△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

| 見積業者  | 見積額       | くじ用順位 | くじ用数値 |
|-------|-----------|-------|-------|
| 〇〇工務店 | ¥500,000- | 0     | 123   |
| □□工業  | ¥600,000- |       | 999   |
| △△組   | ¥500,000- | 1     | 4     |
| ◎◎工業  | ¥500,000- | 2     | 1     |

$123+4+1=128$   
 $128 \div 3 \text{ 者} = 42 \text{ 余り } 2$   
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、  
 ◎◎工業 が契約の相手方となる。

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職

筑後川下流総合管理所長 北村 達也 殿

住 所  
会 社 名  
代表者氏名

## 見積依頼書等の交付受領書

令和8年7月29日に交付された下流用水管理所置取替業務の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

電子メール：

◆くじ用数値

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|--|--|--|

「くじ用数値を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は「くじの方法」をご覧ください。